明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一七）　一

〔告　示〕
○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第四条第一項の規定に基づき新規化学物質が同項第五号に該当するものである旨の通知をした件（厚生労働・経済産業・環境一）　三七
○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（農林水産三二三）　四〇

〔公　告〕
官庁
外国監査法人等に関する公示、押収物還付関係　四五
諸事項
裁判所
除権決定、破産、免責、再生関係　四六
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、独立行政法人都市再生機構、土地家屋調査士名簿登録等、東日本高速道路株式会社工事開始、日本私立学校振興・共済事業団共済運営規則の一部変更、独立行政法人国立国語研究所平成二十一事業年度上半期財務諸表関係　九六
地方公共団体
行旅死亡人、旅行業者営業保証金の権利実行のための配当表関係　一〇五
会社その他
会社決算公告　一〇六
一〇八

省令

○厚生労働省令第十七号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第八十二条の規定に基づき、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年二月十二日

厚生労働大臣　長妻　昭

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。